

第 4 期清須市障害福祉計画

(案)

(平成27年度～平成29年度)

清 須 市

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画の対象者と用語の使い方	5
5 計画の期間	5
6 計画の進行管理	6
第2章 計画の基本方針	9
1 計画の基本的な考え方	9
第3章 障がいのある人たちの現状	13
1 人口の状況	13
2 障がいのある人全体の状況	14
3 身体に障がいのある人の状況	15
4 知的な障がいのある人の状況	16
5 精神に障がいのある人の状況	17
6 障害福祉サービス支給決定者数の推移	18
7 児童福祉法に伴う支給決定者数の推移	19
8 アンケート調査の概要	20
第4章 平成29年度の成果目標	29
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	29
2 地域生活支援拠点等の整備	31
3 福祉施設から一般就労への移行等	32
第5章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	37
1 訪問系サービス	37
2 日中活動系サービス	39
3 居住系サービス	43
4 相談支援サービス	44
5 各サービスの見込量の確保の方策	45

第6章 障害児支援事業の見込量と確保の方策	49
1 障害児通所支援	49
2 障害児入所支援	50
3 障害児相談支援	50
4 障害児支援事業の見込量の確保の方策	51
第7章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	55
1 理解促進研修・啓発事業	55
2 自発的活動支援事業	55
3 相談支援事業	56
4 成年後見制度利用支援事業	57
5 成年後見制度法人後見支援事業	57
6 意思疎通支援事業	58
7 日常生活用具給付等事業	59
8 手話奉仕員養成研修事業	60
9 移動支援事業	60
10 地域活動支援センター事業	61
11 訪問入浴サービス事業	62
12 日中一時支援事業	62
13 生活サポート事業	63
14 自動車運転免許取得・改造助成事業	63
15 地域生活支援事業の見込量の確保の方策	64
第8章 計画の推進にあたって	69
1 相談支援の提供体制の確保	69
2 障がいのある人等に対する虐待の防止に関する考え方	69
3 退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援についての考え方	69
4 関係機関との連携	69
資料編	73
1 第4期清須市障害福祉計画策定の経緯	73
2 策定委員会設置要綱・名簿	74



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害保健福祉施策は、平成15年度に障がいのある人の自己決定を尊重するため、これまでの措置制度から障がいのある人自らが事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度が導入され、平成16年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正では、「障害者計画」の策定が義務化されました。

平成18年度には、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、身体に障がいのある人及び知的な障がいのある人に加え、支援費制度の対象とされていなかった精神に障がいのある人も含めた一元的な制度が確立されました。また、同法においては、市町村に対して「障害福祉計画」の作成が義務づけられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

清須市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等について定めるもので、これまで平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として策定し、障害福祉サービス等の充実に取り組んできました。

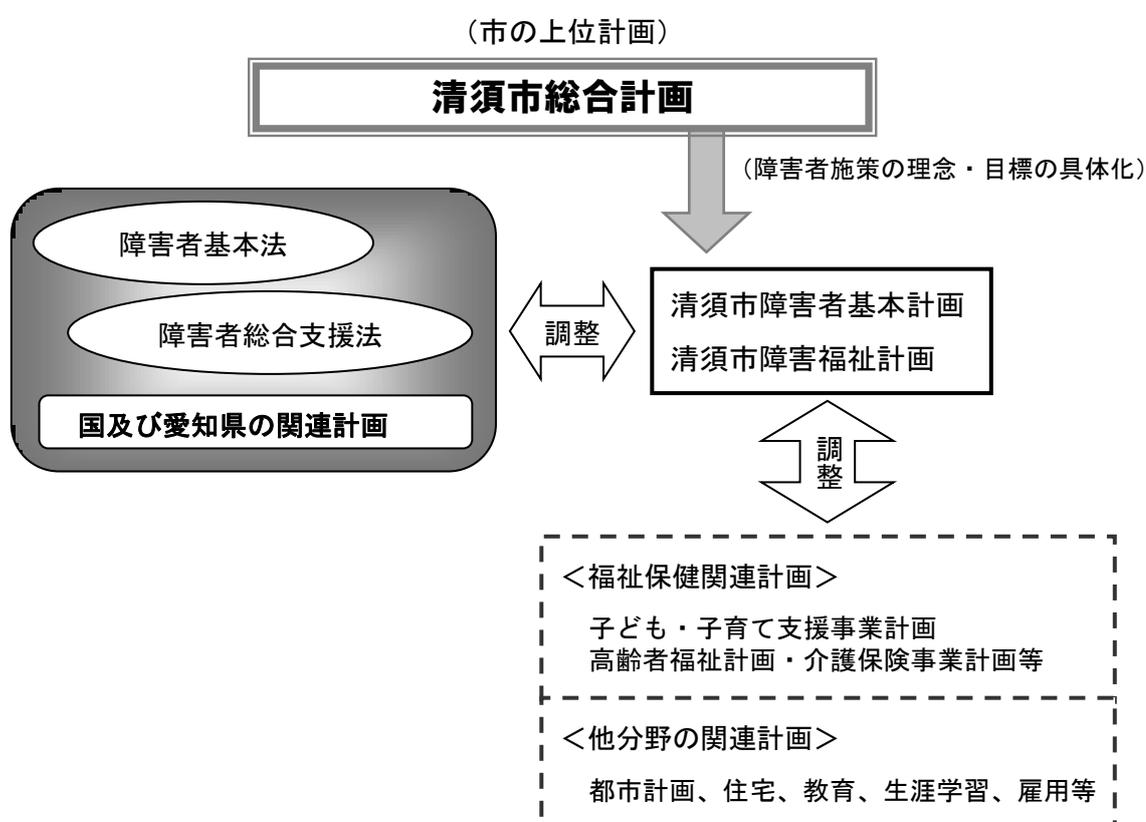
第4期障害福祉計画は、平成29年度を最終年度とし、これまでの第3期計画の基本的な考え方を踏襲し、策定するものです。

2 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本指針を踏まえて策定する法定計画です。国の基本指針では、3年を期間として見直すこととされており、このため平成24年度からの第3期障害福祉計画を見直し、平成27年度からの第4期障害福祉計画を策定するものです。

また、本計画は障害者基本法第11条の規定に基づく「清須市障害者基本計画」（平成24年3月策定）の障害者施策と整合を図りながら策定を行います。

【障害福祉計画と他の計画との関連性】



3 他計画との関係

障害福祉計画は、障害者基本計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって、障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとしします。

4 計画の対象者と用語の使い方

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害及び難病等に該当する方々です。

■ 障害者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」のうち18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障害者を含みます）

■ 障害児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
- ・身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害児を含みます）

この計画では、特に障害種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称としての“障害者”を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある児童」という表現で統一しています。

5 計画の期間

「障害福祉計画」は3年を1期として策定することとされており、第4期となる本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

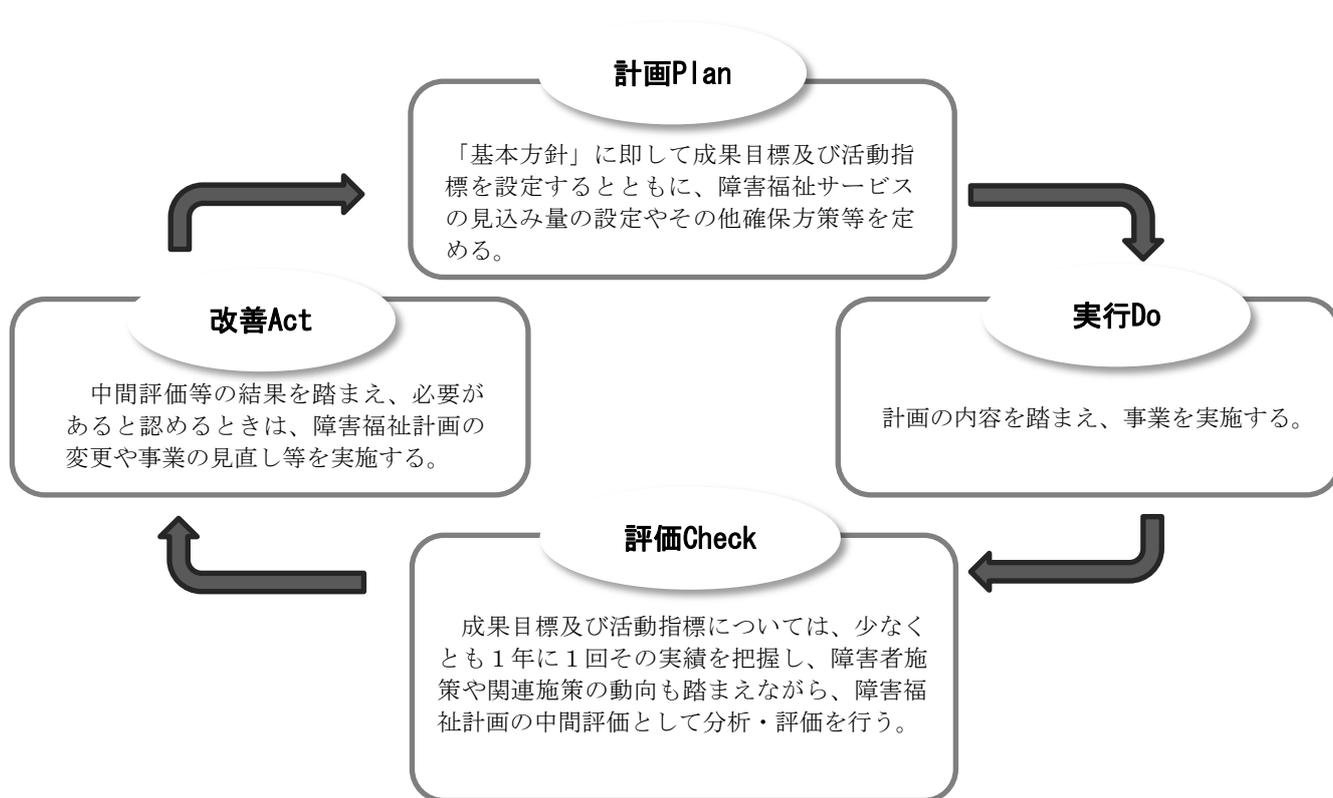
【第4期清須市障害福祉計画の期間】

年度	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
障害福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期		

6 計画の進行管理

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合には適切な見直しを行います。





第2章

計画の基本方針

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

I 必要な人に、必要なとき、必要なサービスを届ける仕組みづくり

障がいのある人やその家族が安心して地域生活を送るためには、いつでも必要なときに、必要なサービスを受けることができる保障が重要です。サービスの量的な整備を図るとともに、的確にサービスを提供できる仕組みを構築します。

II 経済面・活動面・生活面の支援を総合的に提供し、障がいのある人一人ひとりに応じた自立の実現

グループホームへ入居するなど地域生活を実現するためには、就労による経済的裏付けが必要となり、就労を継続するためには生活基盤の確立が必要です。一人ひとりのニーズに応じ生活支援と就労支援を一体的に提供します。

III 家族・市民・企業・関係者・行政が協働しネットワークで支える仕組みの構築向上

施設などから地域生活への移行や一般就労を一層進めるためには、サービスの提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築することが重要です。市民・企業・NPO法人を含めた裾野が広く層が厚い支援のネットワークを構築します。

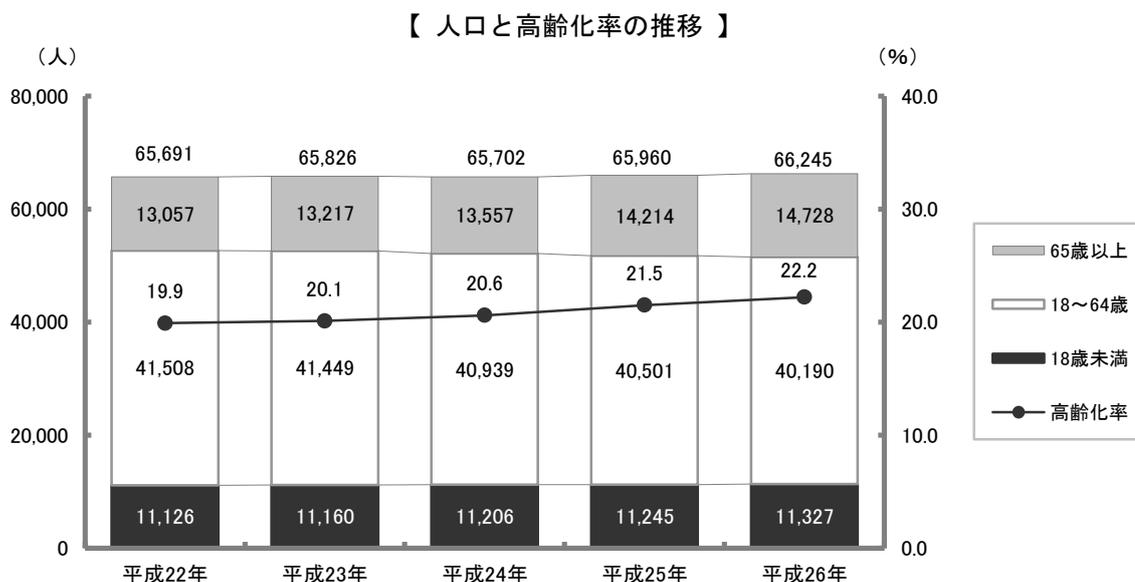


障がいのある人たちの現状

第3章 障がいのある人たちの現状

1 人口の状況

年齢別にみると、18歳未満人口・65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率（高齢者が総人口に占める割合）をみると、平成22年の19.9%から、平成26年には22.2%と2.3ポイントの上昇がみられ、高齢化が進行しています。



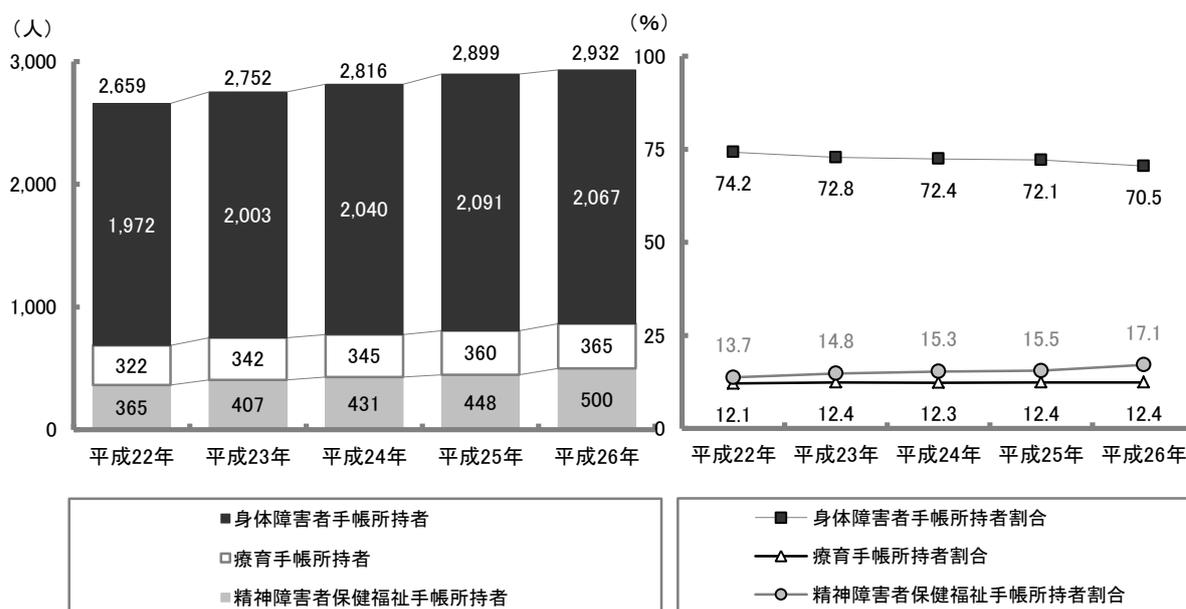
資料：清須市人口統計表（各年4月1日時点）

2 障がいのある人全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、どの障害においても増加傾向にあり、平成22年の2,659人から平成26年の2,932人と273人の増加となっています。

平成26年4月1日時点の人口66,245人に対し約4%が、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持（重複含む）しているという状況となっています。

【 障害種別手帳所持者数と割合の推移 】



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

【 障害種別手帳所持者数の年齢別集計 】

単位：人

所持手帳	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	42	614	1,411	2,067
療育手帳所持者	107	237	21	365
精神障害者保健福祉手帳所持者	6	395	99	500

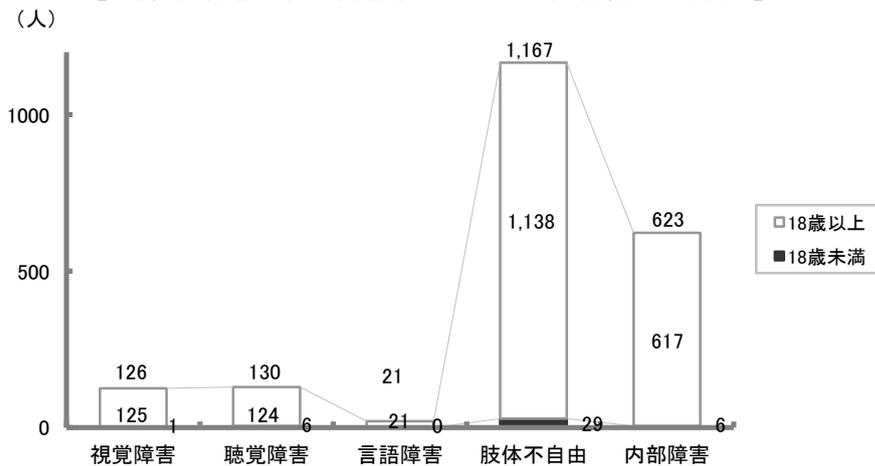
資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

3 身体に障がいのある人の状況

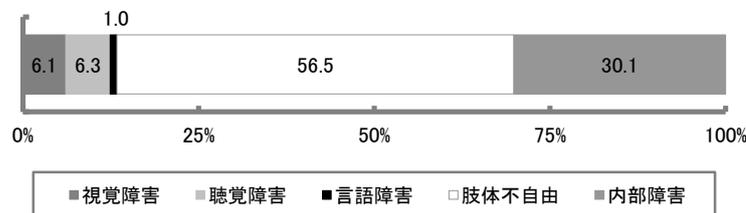
障害種別を割合で見ると、「肢体不自由」が56.5%、次いで「内部障害」が30.1%となっています。

障害種別の推移をみると、「肢体不自由」「内部障害」が緩やかに増加しており、それ以外はほぼ横ばいの推移となっています。

【 身体障害者手帳所持者数の年齢別・障害種別の割合 】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【 身体障害者手帳所持者数の障害種別の推移 】

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障害	125	124	130	125	126
聴覚障害	134	130	125	129	130
言語障害	29	27	28	24	21
肢体不自由	1,115	1,139	1,139	1,166	1,167
内部障害	569	583	618	647	623

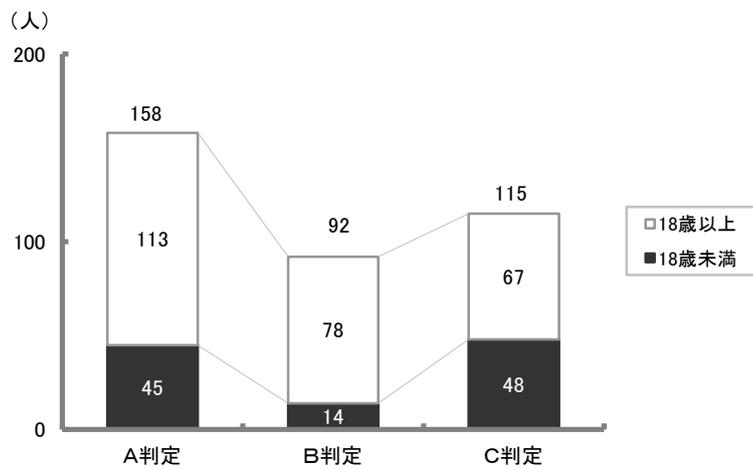
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

4 知的な障がいのある人の状況

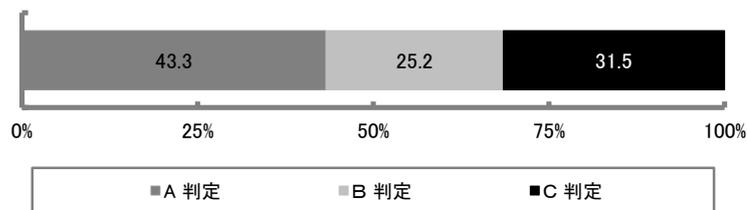
判定種別を割合で見ると、「A判定」が43.3%、次いで「C判定」が31.5%となっています。

判定別の推移では、「A判定」「C判定」が緩やかに増加しており、「B判定」ではほぼ横ばいの推移となっています。

【療育手帳所持者数の年齢別・判定別の割合】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【療育手帳所持者数の判定別推移】

単位：人

判定別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A判定	144	151	158	158	158
B判定	91	89	86	89	92
C判定	87	102	101	113	115

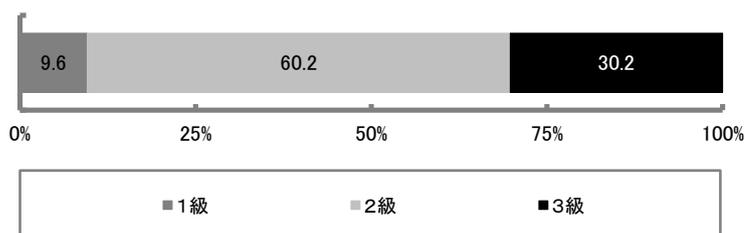
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

5 精神に障がいのある人の状況

等級別を割合で見ると、「2級」が60.2%、次いで「3級」が30.2%となっています。また、「2級」はどの年においても約55%以上と多くなっています。

等級別の推移では、どの等級も増加傾向にあり、「1級」は平成22年の31人から26年の48人と、約1.5倍になっています。

【 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別割合 】



資料：総合福祉保健システム（平成26年4月1日時点）

【 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移 】

単位：人

等級別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	31	29	32	42	48
2級	209	229	236	254	301
3級	125	149	163	152	151

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

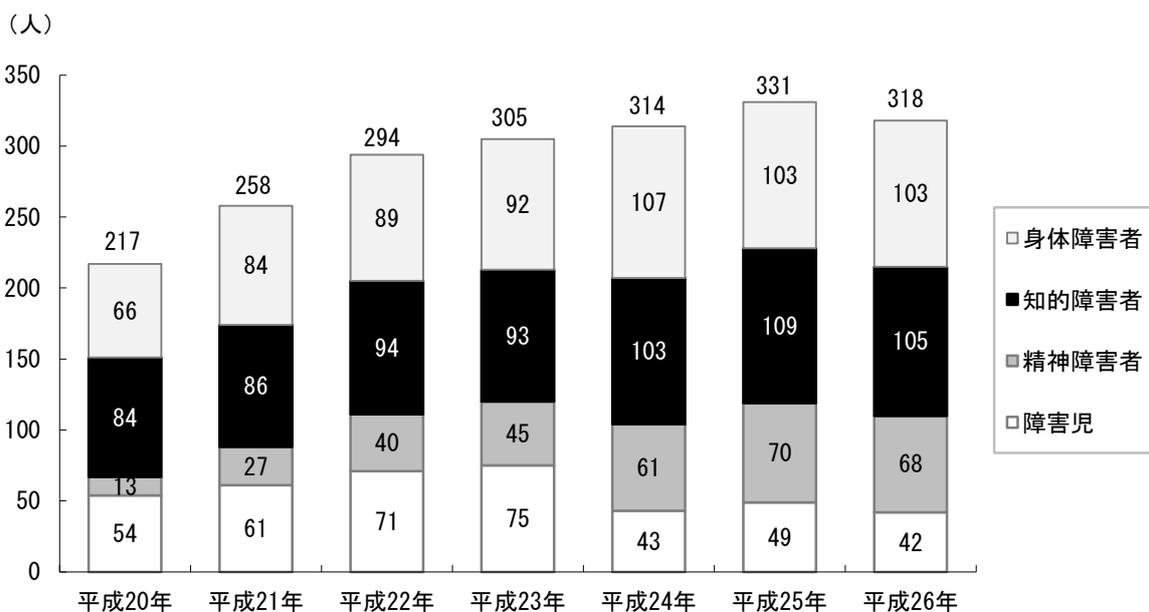
障害福祉サービス支給決定者数の推移は、障がいのある児童以外は増加傾向にあります。全体の合計では、平成26年3月現在318人となっております。

【 障害福祉サービス支給決定者数の推移 】

単位：人、%

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害	人数	66	84	89	92	107	103	103
	前年比		127.3	106.0	103.4	116.3	96.3	100.0
知的障害	人数	84	86	94	93	103	109	105
	前年比		102.4	109.3	98.9	110.8	105.8	96.3
精神障害	人数	13	27	40	45	61	70	68
	前年比		207.7	148.1	112.5	135.6	114.8	97.1
難病	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
障がいのある児童	人数	54	61	71	75	43	49	42
	前年比		113.0	116.4	105.6	57.3	114.0	85.7
合計	人数	217	258	294	305	314	331	318
	前年比		118.9	114.0	103.7	103.0	105.4	96.1

資料：総合福祉保健システム（各年3月31日時点）



※「難病」はありませんでした。

資料：総合福祉保健システム（各年3月31日時点）

7 児童福祉法に伴う支給決定者数の推移

児童福祉法に伴う支給決定者数の推移は平成24年から増加傾向で推移し、平成26年4月現在96人となっています。

【障害児支援支給決定者数の推移】

単位：人、%

	平成24年	平成25年	平成26年
人数	73	77	96
前年比		105.5	124.7

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

※人数は各年4月1日現在の障害児支援（通所・入所）支給決定実人数。（措置を含む）

8 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、現在母子通園施設たんぼぼ園をご利用されている方でアンケートの趣旨にご理解をいただいた方、または自閉症状群と診断された方で清須市障害者福祉金を受給している方を対象に、意向や意見等を収集することを目的として実施しました。

(2) 調査の設計

調査対象者別の調査内容は以下のとおりです。

▶▶ 調査の内容

①調査票の種類と対象者

身体障害	身体障害者手帳をお持ちの方の中から、1,985人
知的障害	療育手帳をお持ちの方の中から、340人
精神障害	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から、396人
利用者・受給者	たんぼぼ園を利用されている方でアンケートの趣旨にご理解をいただいた方、または自閉症状群と診断された方で清須市障害者福祉金を受給している方の中から、73人

②調査期間と調査方法

調査期間	身体・知的・精神障害：平成26年7月21日～8月1日 利用者・受給者：平成26年11月24日～30日
調査方法	郵送による配布・回収

③調査票の回収状況

対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
① 身体障害	1,985	1,124	56.6
② 知的障害	340	175	51.5
③ 精神障害	396	197	49.7
④ 利用者・受給者	73	28	38.4
計	2,794	1,524	54.5

(3) アンケート調査結果のまとめ

【身体・知的・精神障害用調査結果】

①調査票回答者・宛名の方（性別・年齢・ご家族など含む）について

調査票の回答者は、身体と精神の方では約7割が「宛名のご本人」、知的の方は約7割が「家族（親、親族など）」が代わりに記入している事が多い状況です。男女の割合では、身体の方はほぼ同じ割合、知的の方は「男性」が多く、精神の方は「女性」が多い状況です。

現在、一緒に暮らしている人については、身体の方は約6割が「配偶者（夫または妻）」、知的の方は約7割が「父母・祖父母・兄弟姉妹」、精神の方は「父母・祖父母・兄弟姉妹」や「配偶者（夫または妻）」が多い状況です。日常生活でしていることについては、身体の方は約7割が「外出」「お金の管理」以外は「ひとりでできる」、知的の方は約6割が「家の中の移動」「食事」「衣服の着脱」は「ひとりでできる」、精神の方は、多くのことは「ひとりでできる」が多い状況です。

主な介助者については、身体の方は約5割が「配偶者（夫または妻）」、知的と精神の方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が多い状況です。

②あなたの障がいの状況について

身体の方の身体障害者手帳は「1級」「4級」の方が多く、身体障害者手帳所持者の主たる障がいは、約3割が「肢体不自由（下肢）」です。知的の方の療育手帳は、約4割が「A判定」、精神の方の精神障害者保健福祉手帳は、約5割が「2級」の状況です。高次脳機能障害の関連障害については、身体の方は約4割が「肢体不自由（下肢）」、知的の方は「音声・言語・そしゃく機能障害」が多く、精神の方は「内部障害」が多い状況です。現在受けている医療ケアについては、それぞれの障害ともに「服薬管理」が多い状況です。

③住まいや暮らしについて

現在の暮らしについては、身体・知的・精神のそれぞれは約7～8割が「家族と暮らしている」状況です。現在、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」「病院に入院している」と回答された方の中で将来、地域で生活したいと思いますかの質問に、身体・知的の方では、将来も「今のまま生活したい」が多く、精神の方は、将来も「今のまま生活したい」「家族と一緒に生活したい」が多く、現状を維持したい傾向がみられます。希望する地域で生活するための支援については、身体の方は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的の方は「相談対応等の充実」、精神の方は「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障がい者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」が多く、それぞれに異なったニーズとなっています。



④日中活動や就労について

身体・知的の方は、約7～8割が「毎日」及び「1週間に数回」、精神の方は約4割が「1週間に数回」外出している状況です。外出する際の主な同伴者については、身体・精神の方それぞれの約3割が「ひとりで外出」、知的の方の約3割が「父母・祖父母・兄弟姉妹」の状況です。外出の目的は、身体の方では「医療機関への受診」「買い物に行く」が約5割、知的の方では「通勤・通学・通所」が6割以上、精神の方では「買い物に行く」が約6割と多い状況です。外出する時に困ることについては、身体の方では「道路や駅に階段や段差が多い」が約3割、知的の方では「困った時にどうすればいいのか心配」が約3割、精神の方では「外出にお金がかかる」が約3割と多い状況です。

平日の日中の主な過ごし方については、身体・精神の方は約4割が「自宅で過ごしている」、知的の方は約3割が「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型・B型も含む）」と多く、勤務形態は、身体の方は約3割が「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、知的・精神の方では、約5～6割が「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」と多い状況です。

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の身体・知的・精神それぞれの方では、約4割が今後収入を得る「仕事はしたくない、できない」、職業訓練については約2～3割が「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」と回答しています。

就労支援として必要なことについては、身体の方については「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「職場の障がい者理解」、知的の方では「職場の障がい者理解」が約5割、精神の方では「職場の障がい者理解」が多い状況でした。就労後のフォローなど職場と支援機関の連携に関わるニーズが高いようです。

⑤障害福祉サービス等の利用について

障害支援区分（障害程度区分）の認定については、身体の方は約5割、知的の方は約4割、精神の方は約6割が「受けていない」と回答しています。介護保険によるサービスについては、身体・知的・精神それぞれの「65歳以上」では約5割が「利用していない」と回答しています。障害福祉に関するサービスでは、身体・知的・精神それぞれで利用していない方が多く、今後利用したいサービスで最も多い回答は、身体・知的・精神ともに「相談支援」となっています。

⑥相談相手について

悩みや困ったことの相談については身体・知的・精神の方ともに「家族や親せき」が6～7割となっています。障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先については、身体の方では「行政機関の広報誌」が4割、知的の方では「家族や親せき、友人・知人」が約4割、精神の方では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」が3割、身体・精神の方は「行政機関の広報誌」などから情報を入手していることが多く、知的の方は身近にいる方を相談相手としている傾向があります。

⑦権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、身体の方は約5割、精神の方は約4割が「ない」と回答していますが、「ある」「少しある」を合わせてみると、身体の方は約3割、精神の方は約5割が回答されています。知的の方は「ある」「少しある」を合わせてみると約6割と多いようです。

差別や嫌な思いをした場所については、身体・知的ともに「外出先」が4～5割と多く、精神の方は「仕事を探すとき」「外出先」が多い状況です。

成年後見制度の認知状況については、身体・精神の方では「名前も内容も知らない」が多く、知的の方では、「名前も内容も知っている」「名前も内容も知らない」がそれぞれ約3割となっています。

⑧災害時の避難等について

火事や地震等の災害時にひとりでの避難については、身体の方は「できる」「できない」がそれぞれ約3割とほぼ同数で、精神の方では「できる」と約5割が回答しています。また、知的の方は約5割が「できない」と回答しています。近所で助けてくれる人については、身体の方では3割が「わからない」、知的・精神の方では約4割が「いない」と回答していることから、災害時に隣近所からの支援が難しい関係にあることがわかります。

災害時に困ることについては、身体の方では「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」が多く、知的の方では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が約6割、精神の方では「投薬や治療が受けられない」が約6割と多い状況です。



⑨教育について

18歳未満の身体・知的の方で現在の通学（通園・通所）については、身体の方は「保育所・幼稚園」「高等学校」が各3割、知的の方は「特別支援学校高等部」が2割の回答でした。長期の休暇等の活動の希望については、身体の方は「地域の同世代の子どもたちと遊びたい」などが3割、知的の方は「児童発達支援事業所・放課後等デイサービス 事業所を利用したい」が約6割の回答でした。高等学校などの修了後の進路希望については、身体の方は「大学、短期大学、専門学校などへ進学したい」が6割、知的の方では「日中活動の場や通所施設に通いたい」が多い回答でした。学校教育終了後の進路のために希望することについては、身体の方は「一般企業への雇用促進・職業 開拓」が6割、知的の方は「通所の日中活動の場・就労移行支援・就労継続支援など就労に向けた支援を行う福祉施設の充実」が約6割と就労への希望が高いことが分かります。

【利用者・受給者用調査結果】

①調査票回答者・宛名の方（性別・年齢・ご家族など含む）について

調査票の記入者は、28人中25人が「母親」と多くは母親が記入している状況です。宛名の方の性別では、28人中23人が「男性」と多く、4人が「女性」となっています。宛名の方の年齢は、28人中12人が「無回答」、11人が「年少児・年中児・年長」、5人が「0歳～2歳児」となっています。

②療育・保育について

現在、主に通っている場所については、28人中多いところで9人が「児童の通園施設」、6人が「通ってない（在宅）」、5人が「保育所・幼稚園」の状況です。

現在、通園・通所されている方で、特に困っていることで多い回答は、「友だち関係が難しい」「活動についていくのが難しい」「職員（保育士）の理解を得ることが難しい」です。また、通っている療育・保育に今後期待することで多い回答は、「職員（保育士）が専門的知識・技術をもっていること」「就学などの移行時期における関係機関との連携」となっています。

③相談ごとについて

悩みごとや心配ごとを相談できる人について多い回答は「家族・親戚」「友人・知人」「同じような悩みをもつ保護者」となっており、身近にいる方を相談相手としている傾向があります。

相談支援や相談機関への要望については、「身近なところで相談を受けられること」が多く、続いて「相談員が専門的な知識をもっていること」「子どもとのかかわり方について具体的なアドバイスがもらえること」「関係機関との迅速な連携が可能であること」が多くあげられていることから、身近なところで具体的なアドバイスが受けられることを求められていることがわかります。

④医療などについて

発達に関係することでの病院・診療所の通院については、28人中19人が「定期的に通院している」と回答しています。また、「通院したことはあるが、現在は通院していない」「通院したことがない」と回答した方で、最初に発達について心配を感じたときについては「0歳～1歳6か月未満」「1歳6か月～3歳未満」となっており、発達について心配を感じた最初のきっかけについては、「親が疑問を抱いた」「乳幼児健診担当者から」「保育士から」となっています。

⑤今後の暮らしなどについて

将来のことで、特に不安を感じていることで多い回答は、「働く場があるか」「十分な収入を得ることができるようになるか」「将来いっしょに暮らす家族がいるか」「子ども（本人）の力がどのくらい伸びるのか」になっています。地震や台風などの災害時に特に困ると思われることについては、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「障がいにあった対応をしてくれる避難所が近くにない」「救助を求めることができない」などから、緊急時に一人で対応が難しいことが分かります。

⑥障害福祉サービスなどについて

福祉サービスなどの情報の入手先での回答は、「たんぼぼ園」が多く、次いで多い回答では「広報」や「友人・知人」となっています。今後、障がい福祉サービスなどに関する要望では、「近隣に事務所が増えること」「子どもの特徴に対応できること」「一般就労への移行・支援など働く環境への対応ができること」が多いです。



平成29年度の成果目標

第4章 平成29年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行（第3期の進捗状況）】

項目	第3期 計画数値	考え方	平成26年 10月時点
平成17年10月1日時点の 入所者数（A）	25人		
平成26年度末の入所者数（B）	39人		37人
【目標値】 削減見込（A－B）	▲ 14人 ▲ 0.6%	差引減少見込数	▲12人 0%
【目標値】（E） 地域生活移行者数	2人 8.0%	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した方の数	0人 0%

《参考》【福祉施設の入所者の地域生活への移行（平成25年度実績）】

項目	数値	備考
平成25年度末の入所者数	37人	

目標値設定に関する国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行します。施設入所者の削減については、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを目標とします。

なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標とします。

本市の考え方

平成 24 年から 25 年度において、入所施設を退所した方は 3 人いますが、いずれも高齢による他施設への入所であり、地域生活に移行した方の実績はありませんが、第 4 期障害福祉計画におきましては、国が平成 25 年度末時点の施設入所者の 12% 以上を地域生活に移行させるよう求めていますので、5 人削減を地域移行の目標とします。

また、施設入所については、まだまだニーズが多くあり、削減は難しいですが、国では平成 25 年度末時点の施設入所者の 4% 以上を削減することを求めていますので、5 人が地域移行、3 人が新たに入所する見込みとして、差し引き 2 人を削減することを目指します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行（目標値）】

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数（A）	37人	
【目標値】（B） 入所施設からの地域移行	5人	（A）のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数（C）	3人	平成29年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
平成29年度末の入所者数（D）	35人	平成29年度末の利用者見込数 （A - B + C）
【目標値】 施設入所者の削減	2人	差引削減見込数 （A - D）

2 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

目標値設定に関する国の基本指針

平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備します。

本市の考え方

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能を集約した拠点として、平成29年度末までに尾張中部福祉圏域で1か所を整備します。

《障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能》

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【地域生活支援拠点等の整備（目標値）】

項目	数値	備考
【目標値】平成29年度末までの設置数	1	福祉圏域で1か所

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

【福祉施設から一般就労への移行（第3期の進捗状況）】

項目	第3期計画		平成26年 10月時点
	計画数値	考え方	
平成17年度の年間一般就労移行者数	0人		
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	2人 —	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数	6人 3.0倍

【就労移行支援事業の利用者数（第3期の進捗状況）】

項目	第3期計画		平成26年 10月時点
	計画数値	考え方	
平成26年度末の福祉施設利用者数	299人	平成26年度末において福祉施設を利用する方の数	318人
【目標値】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人 3.34%	平成29年度に就労移行支援事業所を利用する方の数	9人 3.14%

【就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（第3期の進捗状況）】

項目	第3期計画		平成26年 10月時点
	計画数値	考え方	
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	15人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する方の数	38人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	68人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する方の数	70人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	83人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する方の数	108人
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	18.1%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する方のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する方の割合	35.2%

目標値設定に関する国の基本指針

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定します。

①福祉施設から一般就労への移行に係る目標値

平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上

②就労移行支援事業の利用者数に係る目標値

平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加

③事業所ごとの就労移行率に係る目標値

就労移行支援事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

本市の考え方

一般就労移行者については、平成22年度～平成25年度までの実績15人を平均し、毎年4人ずつ増加すると推計し目標値としました。

就労移行支援事業所の利用者数については、増加傾向にあると推測し、平成29年度においては14人を目標値としました。

事業所ごとの就労移行率に係る目標値については、市内にある就労移行支援事業所に対し就労機会の拡大を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、国の基本指針である就労移行率が3割以上となるようサポートしていきます。



【福祉施設から一般就労への移行等（目標値）】

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	2人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値①】 平成29年度の一般就労移行者数	4人	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する方の数

【就労移行支援事業の利用者数（目標値）】

項目	数値	備考
平成25年度末 就労移行支援事業の利用者数	8人	平成25年度に就労移行支援事業所を利用した方の数
【目標値②】 平成29年度の就労移行支援事業 利用者数	14人	平成29年度に就労移行支援事業所を利用する方の数

【就労移行支援事業の就労移行率（目標値）】

項目	数値	備考
就労移行率が3割以上の事業所割合 (事業所数)	—% (一事業所)	平成25年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値③】 平成29年度の就労移行率が3割以上 の事業所割合(事業所数)	100% (1事業所)	平成29年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数



第5章

障害福祉サービスの見込量と確保の方策

第5章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

障害福祉サービス等の必要量見込に際しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人当たり利用量等を勘案し算出しています。

1 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障害のある知的または精神に障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

見込みの考え方

居宅介護・同行援護は、過去の実績を踏まえて利用者数・利用量ともに増加すると推測しています。

重度訪問介護・行動援護は、過去の実績を踏まえて利用者数・利用量ともに減少または減少後に横ばいを見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、利用実績がないため、今後の動向の把握により検討となります。

【 訪問系サービスの実績と見込み 】

	単位	第3期実績			第4期見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	65.3	76.8	84.3	92.0	100.0	108.0
	時間/月	729.0	1,227.5	1,468.3	1,615.0	1,696.0	1,749.0
	事業所数	31.0	33.0	30.0	30.0	30.0	30.0
重度訪問介護	人/月	12.0	9.8	9.5	9.0	9.0	9.0
	時間/月	404.2	444.7	452.8	426.0	426.0	426.0
	事業所数	12.0	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0
同行援護	人/月	2.0	1.8	2.8	3.0	4.0	4.0
	時間/月	3.1	10.9	26.5	18.0	22.0	22.0
	事業所数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
行動援護	人/月	11.5	9.8	7.0	6.0	6.0	6.0
	時間/月	85.6	135.2	55.1	50.0	50.0	50.0
	事業所数	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
重度障害者等 包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業所数	0.0	0.0	0.0	-	-	-
訪問系サービス	人/月	90.8	98.2	103.6	110.0	118.0	126.0
	時間/月	1,221.9	1,818.3	2,002.7	2,109.0	2,168.0	2,219.0
	事業所数	55	56	54	54	54	54

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績では減少していますが、今後増加を見込んでいます。利用量は、今後の利用者の増加に伴い増加を見込んでいます。

【生活介護の実績と見込量】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	93.3	93.3	91.5	92.0	93.0	94.0
	人日/月	1,338.5	1,741.8	1,675.9	1,685.0	1,702.0	1,720.0

※平成26年度の数值は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能の維持、回復等の必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーションを行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加すると推測されます。利用量は、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて、利用者増加に伴い増加を見込んでいます。

また、3年間の見込み量では横ばいを見込んでいます。

【自立訓練（機能訓練）の実績と見込量】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0.2	1.6	1.3	2.0	2.0	2.0
	人日/月	2.3	21.2	14.6	20.0	20.0	20.0

※平成26年度の数值は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上するための支援等を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績では減少していますが、今後は横ばいを見込んでいます。利用量は、利用者に伴い横ばいを見込んでいます。

【 自立訓練（生活訓練）の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
自立訓練	人／月	3.7	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0
（生活訓練）	人日／月	44.8	30.9	19.6	25.0	25.0	25.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(4) 就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人であって、就労を希望する方に対し、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加すると推測されます。利用量は、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて、利用者増加に伴い増加を見込んでいます。

【 就労移行支援の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人／月	3.5	8.7	8.8	10.0	12.0	14.0
	人日／月	49.8	153.3	149.8	170.0	204.0	238.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(5) 就労継続支援 (A型)

サービス名	サービスの概要
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加すると推測されます。利用量は、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて、利用者増加に伴い増加を見込んでいます。

【 就労継続支援 (A型) の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	人/月	18.9	32.5	38.8	45.0	51.0	57.0
	人日/月	329.8	648.1	835.9	967.0	1,071.0	1,197.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(6) 就労継続支援 (B型)

サービス名	サービスの概要
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加すると推測されます。利用量は、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて、利用者増加に伴い増加を見込んでいます。

【 就労継続支援 (B型) の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (B型)	人/月	59.5	65.3	71.0	76.0	81.0	85.0
	人日/月	946.0	1,186.8	1,303.7	1,368.0	1,458.0	1,530.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(7) 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療を要する障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

見込みの考え方

利用者数は平成 26 年度の実績を踏まえ横ばいを見込んでいます。

【療養介護の実績と見込量】

	単位	第 3 期実績			第 4 期見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
療養介護	人/月	7.1	7.1	5.8	6.0	6.0	6.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

(8) 短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、障害者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を行います。

見込みの考え方

利用者数は過去の実績を踏まえ増加すると推測されます。利用量は、平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて、利用者増加に伴い増加を見込んでいます。

【短期入所（ショートステイ）の実績と見込量】

	単位	第 3 期実績			第 4 期見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)	27 年度	28 年度	29 年度
短期入所	人/月	17.2	17.8	19.7	21.0	22.0	23.0
（ショートステイ）	人日/月	112.1	150.1	119.9	147.0	154.0	161.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 （グループホーム）	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

※平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

見込みの考え方

平成26年度より利用者の増加が見込まれ、住み慣れた地域で障がいのある人の生活の場を確保するため、事業者へ建設費の一部補助等を行い、整備を誘導します。低所得の人が安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き家賃の助成を行います。

【 共同生活援助（グループホーム）の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	2.8	1.0	24.0	25.0	26.0	27.0
	か所	19.0	19.0	16.0	16.0	17.0	17.0
施設入所支援	人／月	37.3	37.9	36.8	37.0	36.0	35.0
	か所	19.0	20.0	20.0	19.0	18.0	17.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量を見込んでいます。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神に障がいのある人の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めています。
地域定着支援	地域における単身の障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めています。

見込みの考え方

計画相談支援の利用者増加が推測され、ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

【 計画相談支援の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	5.0	27.0	41.0	60.0	65.0	70.0
	か所	3.8	25.8	23.1	25.0	26.0	27.0
地域移行支援	人/月	0.0	0.0	0.4	1.0	1.0	1.0
	か所	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	か所	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

5 各サービスの見込量の確保の方策

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）については、サービス利用の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質向上を図るよう働きかけます。

同行援護については、利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在給付実績はありませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

日中活動系サービス

就労移行支援については、増加傾向にあることからハローワーク、尾張中部障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所等との連携を強化し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

一般就労を希望する方に対しては、就職に必要なとされる能力向上のため、愛知障害者職業センターや愛知障害者職業能力開発校を活用し、就労につなげます。

就労継続支援（A型）（B型）、短期入所（ショートステイ）については、増加傾向で見込まれることから、障害の状態や希望に合わせて選択できるよう、新たな事業所の開設や近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により、必要なサービス確保に努めます。

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、ニーズを把握し、支援を図ります。

施設入所支援については、地域移行の推進により必要なサービス量の減少が見込まれますが、利用者や家族への情報提供を行い、市内外の事業所の利用など広域的な対応に努めます。

また、県では、平成26年4月より障がいのある人が地域で自立した生活をするために住まいの場を確保（防災上及び避難上の措置）する必要性から、「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとする場合の取り扱い要綱」を策定しました。

これにより、市では新たな事業所の開設が図れるよう周知に努めます。

相談支援サービス

計画相談支援については、利用者の増加が大きく見込まれるため、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を一層促進し、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所の



認定を受けるよう働きかけます。





第6章

障害児支援事業の見込量と確保の方策

第6章 障害児支援事業の見込量と確保の方策

1 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。

見込みの考え方

児童発達支援・放課後等デイサービスは、過去の実績を踏まえ利用者数・利用量ともに増加すると推測されます。

保育所等訪問支援・医療型児童発達支援は、平成26年度の実績を踏まえ、3年間は横ばいを見込んでいます。

【障害児通所支援の実績と見込量】

	単位	(第3期実績)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	6.1	13.3	20.3	28.0	33.0	37.0
	人日/月	22.9	56.4	137.4	168.0	198.0	222.0
放課後等 デイサービス	人/月	65.8	77.3	90.0	103.0	115.0	126.0
	人日/月	383.7	469.5	632.3	721.0	805.0	882.0
保育所等訪問支援	人/月	0.0	0.0	0.2	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	0.6	1.0	1.0	1.0
医療型児童発達 支援	人/月	3.0	3.6	2.2	2.0	2.0	2.0
	人日/月	29.1	33.8	19.7	20.0	20.0	20.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

2 障害児入所支援

サービス名	サービスの概要
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所等をする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※県による事業のため、実績及び見込みはありません。

3 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用とする障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

見込みの考え方

障害児通所支援の利用児童数やセルフプラン作成者の実績等を勘案して見込んでいます。

【障害児相談支援の実績と見込量】

	単位	（第3期実績）			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人／月	0.0	6.0	9.0	13.0	15.0	16.0
	か所	0.0	5.7	10.8	11.0	12.0	12.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

4 障害児支援事業の見込量の確保の方策

子ども・子育て支援法等に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」との緊密な連携を図るとともに、教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援に取り組みます。

障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に専門的な支援を行うことが、子どもの育ちのために重要です。特に発達障がいについては、知的障害を伴わない場合、健診だけでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場等の日常生活の場において、初めて気づかれることが多くあり、この段階で適切な支援につなげていきます。

また、母子通園施設たんぽぽ園では、地域の身近な療育の場として、機能の充実を図るため、療育指導員の質の向上に努めます。

各種サービスの確保の方策について

子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携による、0歳から18歳までの途切れない支援が必要です。発達障がいのある児童については、早期発見、早期発達支援が重要であるため、愛知県立心身障害児療育センター青い鳥学園、医療機関や保健センター等と連携し、児童発達支援における早期療育の実施に努めます。

また、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、放課後等デイサービスによる障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。

保育所等での集団生活が困難な障がいのある児童に対し、安定的に通園等ができるよう保育所等訪問支援の充実により支援します。医療型児童発達支援については、医療行為が必要な障がいのある児童に対し、療育の支援を行っていきます。

障害児相談支援については、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保を図ります。



第7章

地域生活支援事業の見込量と確保の方策

第7章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1 理解促進研修・啓発事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をおくるうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

見込みの考え方

社会福祉法人等民間事業者との連携を図りながら、障がいのある人に対する理解を深める研修・啓発事業に取り組みます。

【 理解促進研修・啓発事業の実績と見込量 】

	単位	（第3期実績）			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	—	有	有	有

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

2 自発的活動支援事業

サービス名	サービスの概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

見込みの考え方

ピアサポートや災害対策など、障害児者福祉団体等が行う自発的活動に対し支援します。

【 自発的活動支援事業の実績と見込量 】

	単位	（第3期実績）			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 （見込み）	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	実施の有無	—	—	—	有	有	有

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

3 相談支援事業

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

見込みの考え方

引き続き、障がいのある人へ適切な情報提供を行い、サービスの利用促進に努めます。相談者のスキルアップに向け、県が実施する研修等を活用し、相談業務の質の向上を図っていきます。

【 相談支援事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	か所	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
基幹相談支援センター	有 無	無	無	無	有	有	有
障害者支援協議会	有 無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有 無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有 無	無	無	無	無	無	無

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

4 成年後見制度利用支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度利用支援事業	障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

見込みの考え方

成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がいのある人への支援として、引き続き制度を維持します。サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

【 成年後見制度利用支援事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

5 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

見込みの考え方

市内の法人後見活動の支援を目的とした組織体制の構築を検討します。

【 成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込量 】

	単位	(第3期実績)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	無	無	無

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

6 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等による支援を行います。

見込みの考え方

派遣事業はこれまでの実績の伸び率から増加を見込んでいます。設置事業は横ばいと見込んでいます。

【 意思疎通支援事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	5.0	7.0	7.0	8.0	9.0	10.0
手話通訳者設置事業	人/月	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

7 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

見込みの考え方

サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。引き続き、情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

【 日常生活用具給付等事業と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件/年	7.0	2.0	6.0	6.0	5.0	5.0
自立生活支援用具	件/年	12.0	18.0	17.0	20.0	22.0	25.0
在宅療養等支援用具	件/年	9.0	15.0	5.0	3.0	3.0	3.0
情報・意思疎通支援用具	件/年	6.0	11.0	5.0	5.0	4.0	4.0
排泄管理支援用具	件/年	1,053.0	1,074.0	1,095.0	1,116.0	1,137.0	1,158.0
住宅改修費	件/年	2.0	11.0	4.0	4.0	4.0	4.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

8 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得）の養成研修を行います。

見込みの考え方

聴覚障害者等の社会参加を促進するため、意思疎通を仲介する手話奉仕員の養成を行います。

【 手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0.0	21.0	16.0	20.0	20.0	20.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

9 移動支援事業

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

見込みの考え方

平成24年度から平成26年度の実績を踏まえ、利用者数は増加を見込み、利用量も利用者数の増加に伴い増加を見込んでいます。

【 移動支援事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人/年	72.0	84.0	87.0	90.0	93.0	97.0
	時間/年	4,940.5	5,427.0	6,381.5	6,570.0	6,789.0	7,081.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

10 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

見込みの考え方

相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場としての内容を充実し、利用の促進を図ります。

【 地域活動支援センター事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	人/月	19.0	20.4	19.6	24.0	27.0	27.0
	か所	5.0	7.0	7.0	8.0	9.0	9.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

11 訪問入浴サービス事業

サービス名	サービスの概要
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。

見込みの考え方

在宅で生活を希望する障がいのある人の地域移行に伴い、引き続き必要なサービス量を確保していきます。

【 訪問入浴サービス事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	人/月	7.4	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0
	か所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

12 日中一時支援事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実地します。

見込みの考え方

サービス提供の基盤は充足しており、今後もサービス量の確保に努めます。

【 日中一時支援事業の実績と見込量 】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	人/月	39.5	54.3	62.3	71.0	81.0	92.0
	か所	12.0	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

13 生活サポート事業

サービス名	サービスの概要
生活サポート事業	ホームヘルパー等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援等を行います。

見込みの考え方

在宅で生活を希望する障がいのある人の地域移行に伴い、引き続き必要なサービス量を確保していきます。

【生活サポート事業の実績と見込量】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活サポート事業	人/年	1.1	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0
	か所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。

14 自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス名	サービスの概要
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図る目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。

見込みの考え方

自動車運転免許取得・改造を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込量】

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※平成26年度の数値は、10月までの利用実績をもとに算出しています。



15 地域生活支援事業の見込量の確保の方策

障がいのある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を効果的・効率的に実施します。

各種サービスの確保の方策について

障がいのある人が地域で生活していくためには、介護等の福祉サービスを受けるだけでなく、生きがいや社会参加など質の高い暮らしを実現できるよう支援する必要があります。また、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、理解促進研修・啓発事業では障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを図ります。

また、自発的活動支援事業では、障がいのある人及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

相談支援事業のうち障害者相談支援事業については、障がい者サポートセンター清須、尾張中部福祉の杜、愛知県青い鳥医療福祉センター、ケアサポートセンター七彩の4か所での実施を継続し、さらなる充実を図ります。また、基幹相談支援センター事業については、平成27年度から実施し、相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、事業の推進に努めます。

成年後見制度を利用しやすくするため、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携し、相談支援事業の充実と合わせて、成年後見制度利用支援事業について広報・啓発に努めます。

意思疎通支援事業のうち手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、登録者の増員に努め、利用者へ周知を図ります。また、手話通訳者を福祉事務所に引き続き配置し、聴覚障害者への支援をします。

手話奉仕員養成研修事業については、全国で「手話言語法」に関する動きが活発となっており、受講者の拡大を図るため尾張中部福祉圏域内で協力して、手話奉仕員養成講座（基礎・入門・レベルアップ）を開催することにより人材育成に努めます。

日常生活用具給付事業については、スローマ装具は今後も増加傾向が見込まれ、他の用具を含めて清須市福祉ガイドブック等により利用者への周知を図ります。

地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、移動支援事業を充実することで外出が困難な障がいのある人に移動のための適切な支援を行います。

障がいのある人の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

障がいのある人の地域移行の促進に伴い、在宅で生活する方の利用増加が推察されることから、訪問入浴サービス事業における必要なサービス量を確保します。

また、日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の介護の負担軽減を図ります。そのため、日中一時支援事業におけるサービス提供事業者の確保に努めます。

生活サポート事業については、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、障がいのある人の日常生活を支援するため、必要なサービス量を確保します。

自動車運転免許取得・改造助成事業について、身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図るため、自動車運転免許取得や自動車改造の費用を助成します。



計画の推進にあたって

第8章 計画の推進にあたって

1 相談支援の提供体制の確保

障がいのある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることができる体制は不可欠です。

これまで相談支援事業を委託してきた市社会福祉協議会の「障がい者サポートセンター清須」を平成27年度から基幹相談支援センターに位置づけ、機能の強化を図ります。

これにより、今までの相談支援事業に加え、地域における相談支援の中核的な役割を担い、指導・助言、人材の育成を行うことにより、地域の相談支援体制の連携に取り組みます。

さらに、今後も支援を必要とする障がいのある人や引きこもりの当事者、医療費助成の対象が拡大される予定の難病患者等に対する相談支援の実施も課題となっております。引き続き、相談支援事業の普及啓発を図るとともに、基幹相談支援センターとしてのケースワーク並びにスーパーバイズ機能等を強化していきます。

2 障がいのある人等に対する虐待の防止に関する考え方

障害者虐待防止法を踏まえ、引き続き、障害者虐待防止センター（社会福祉課内）を中心とした関係機関等により構成されるネットワークを活用し、障がいのある人等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対しても、障がいのある人の権利利益の擁護に向けた取り組みを進めます。

3 退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援についての考え方

退院が可能な精神障害者の地域生活への移行を促進するため、引き続き、障害者総合支援法に基づく「地域移行支援」及び「地域定着支援」等のサービスの着実な実施に努めます。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、精神科病院に設置された「退院後生活環境相談員」、「医療保護入院者退院支援委員会」等との連携を図り、地域生活への移行支援を進めます。

4 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国、県及び清須市社会福祉協議会との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域でいきいきと日常生活や社会活動ができるよう支援体制の推進を図ります。



資料編

1 第4期清須市障害福祉計画策定の経緯

日 程	内 容
平成26年7月21日～ 8月1日	第4期清須市障害福祉計画策定のためのアンケート調査実施 調査人数:平成26年7月1日現在に清須市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所持者2,721人
10月1日	第1回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 委嘱並びに委員の紹介 2. 部会長及び副部会長選出 3. 議事 （1）第4期障害福祉計画の策定方針について （2）第4期障害福祉計画策定のためのアンケート調査報告（抜粋）について （3）第4期障害福祉計画の策定スケジュールについて
11月24日～30日	第4期清須市障害福祉計画策定のためのアンケート調査実施 調査人数：たんぽぽ園を利用されている方でアンケートの趣旨にご理解をいただいた方、または自閉症状群と診断された方で清須市障害者福祉金を受給している方の中から、73人
12月22日	第2回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 議事 （1）第4期障害福祉計画（案）について
平成27年1月6日～ 2月4日	パブリックコメント実施
2月23日	第3回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1. 議事 （1）第4期障害福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について （2）第4期障害福祉計画（案）について 2. 第4期障害福祉計画（案）に関する報告について



2 策定委員会設置要綱・名簿

(1) 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 清須市介護保険計画の策定及び見直し
- (2) 清須市障害者計画の策定及び見直し
- (3) 清須市児童福祉計画の策定及び見直し
- (4) 清須市高齢者保健福祉計画の見直し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に関する計画の策定及び見直し

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体の代表者 8人以内
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 住民の代表者 3人以内
- (4) 医師 2人以内
- (5) 歯科医師 2人以内
- (6) 薬剤師 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。

(部会)

第6条 委員長は、委員会に必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を1人置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、第2条各号に掲げる計画を所管する課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）委員名簿

職名	氏名	役職	備考
部会長	小川 禎一	社会福祉協議会会長	第1号 福祉団体の代表者
副部会長	山口 富美代	薬剤師会代表	第6号 薬剤師
委員	高橋 傳	身体障害者福祉協会会長	第1号 福祉団体の代表者
委員	渡辺 玲子	手をつなぐ親の会会長	第1号 福祉団体の代表者
委員	澁谷 亮子	精神障害者家族の会代表	第1号 福祉団体の代表者
委員	村瀬 正守	民生委員児童委員連絡協議会連絡会長	第1号 福祉団体の代表者
委員	丹羽 勇夫	元小中学校校長	第2号 学識経験者
委員	堀尾 育子	女性の会会長	第3号 住民の代表者
委員	加藤 洋子	ボランティア連絡協議会会長	第3号 住民の代表者
委員	加藤 裕	医師会代表	第4号 医師
委員	近藤 浩幸	歯科医師会代表	第5号 歯科医師
オブザーバー	平位 弘子	清須保健所次長兼総務企画課長	

※ 備考欄については、清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱第3条各号（敬称略）

※ 任期：平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

